



Vol.65

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★ひげを剃って業務に従事するよう命じた上司の命令及びその違反を理由に低評価した人事考課が違法とされ損害賠償が認められた裁判例

今月のニュースレターは、報道もされた「ひげ」に関する裁判例（大阪高判令和元年9月6日）をご紹介します。

【事案の概要】

本件は、大阪市（被告、控訴人）が設置していた大阪市交通局で地下鉄運転業務に従事していた職員ら（原告、被控訴人）が、上記のような職務命令等及び査定は、人格権としてのひげを生やす自由を侵害するものであって違法であるなどと主張して、賞与差額の支払と損害賠償を求めた事案です。1 審裁判所は、賞与差額の支払請求は認めなかったものの、損害賠償請求を認めました。これに対し大阪市が控訴しましたが、2 審でも 1 審の判決が維持されました。

【原告ら】

原告は地下鉄の運転手 2 名で、1 名の方は昭和 59 年頃からひげを生やし始め、平成の初め頃からは常時ひげを生やしている状態となり、遅くとも平成 15 年頃からは、口元（上唇の上部）及び顎の下部に、常時ひげを生やしているそうです。もう 1 名の方は平成 6 年頃からひげを生やし始め、平成 18 年 9 月頃、いったんひげを剃って勤務するようになりましたが、平成 20 年秋頃から再びひげを生やすようになり、口元及び顎の下部に常時ひげを生やしているそうです。

【身だしなみ基準】

大阪市交通局の身だしなみ基準には「髭

は伸ばさず綺麗に剃ること。（整えられた髭も不可）」と記載されていました。

また身だしなみ基準を受けた通達には、「指導に従わない場合においても繰り返し指導を行う。度重なる指導にも関わらず改善が見られない場合は、管理課まで報告を行うとともに、人事考課への反映も行う。」と記載されていました。

【身だしなみ基準についての裁判所の判断】

身だしなみ基準について裁判所は「職務上の命令として一切のひげを禁止し、又は、単にひげを生やしていることをもって人事上の不利益処分の対象としているものとまでは認められず、交通局の乗客サービスの理念を示し、職員の任意の協力を求める趣旨のものであること、一定の必要性及び合理性があることからすれば、本件身だしなみ基準の制定それ自体が違法であるとまではいえない」と判断しました。

【ひげを生やす自由についての裁判所の判断】

1、2 審とも、「ひげを生やすか否か、ひげを生やすとしてどのような形状のものとするかは、服装や髪型等と同様に、個人が自己の外観をいかに表現するかという個人的自由に属する事柄である」とし、特にひげは着脱が不能であり、規制が私生活にも及び得るとして、「労働者のひげに関する服務規律は、事業遂行上の必要性が認められ、かつ、その具体的な制限の内容が、労働者

の利益や自由を過度に侵害しない合理的な内容の限度で拘束力があると認めるのが相当である。」と判示しました。

【上司の指導についての裁判所の判断】

1、2審とも、面談の際の上司の言動について次の事実を認定しました。

原告が「ひげを伸ばしていくとしたら、やっぱり、処分の対象というのはそういう…」と質問したのに対し、上司は「そうやね、そういうルールにしたんで、はい。あの一、以前と違うのはそこですね。」「守らなければ処分の対象とするということです。」などと返答した上、原告に対し、「選択の自由として、ひげを生やす自由を、あの一、侵害されない職業を選ぶことは可能なんですよ。」「できたら、この仕事続けていってもらう方向で頑張りたいなと、私たちは思っているんです。で、ルールを作った限りは、それを執行していく必要も、私らあるので、えっと、まあ、あんまり大きなこだわりでないのであれば、ぜひご理解いただきたいです。大きいこだわりなら、やっぱり仕事、別の仕事を選んでいただくという判断も考えていただく必要が。」などと述べた。

1、2審とも、上記の上司の言動が身だしなみ基準の趣旨を逸脱し違法と判断しました。

【人事考課についての裁判所の判断】

1、2審とも、前記の身だしなみ基準・通達の記載、ひげを生やしていることを理由に2つの評価項目で低評価をしたとの上司の発言などから、原告らがひげを生やしていたことを主要な事情として原告らに不利

益に評価したと認定し、このような人事考課は裁量権の逸脱・濫用であると判断しました。

【賞与請求についての裁判所の判断】

1、2審とも、人事考課の際にひげを生やしていたことが考慮され、それが違法であったとしても、原告らが主張するような人事考課がされたとはいえないとして、具体的な賞与請求権が発生していないとして請求を棄却しました。

【慰謝料請求について】

1、2審とも、上司の指導等によって、長年にわたり生やしていたひげを、意に反して剃らなければならない旨の心理的圧迫を受けるとともに、現に適正かつ公平に人事評価を受けることができなかったことにより、精神的苦痛を受けたことが認められるとし、他方で、原告らが、実際には意に反してひげを剃ることはなかったこと等から、慰謝料を各20万円の限度で認めるのが相当としました。

【コメント】

ひげについては賛否両論あると思いますが、一切禁止すると違法とされてしまいます。裁判所の判断のように任意の協力を求める規定とすることも考えられますが、守らなくても良い規定、守らなくても低評価されない規定ですと、守らない人が出てきまうと、あまり意味がないのではないかと、職場秩序が維持できないのではないかと思います。実際、民営化後の大阪メトロではひげ禁止はなくなったようです。